とうきょう さんぱい

第32巻第7号　通巻第302号
平成27年10月10日発行

平成２８年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が自民、公明、民主三党へ

医療廃棄物合同懇談会　～東京・神奈川・静岡・千葉の産廃協会が意見交換～

新規事業「**産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～**」

女性部だより　勉強会『シナゴロジー』
多摩支部だより　多摩支部恒例の施設見学会を盛大に開催
青年部だより　研修会『新卒採用が強い組織を作る』

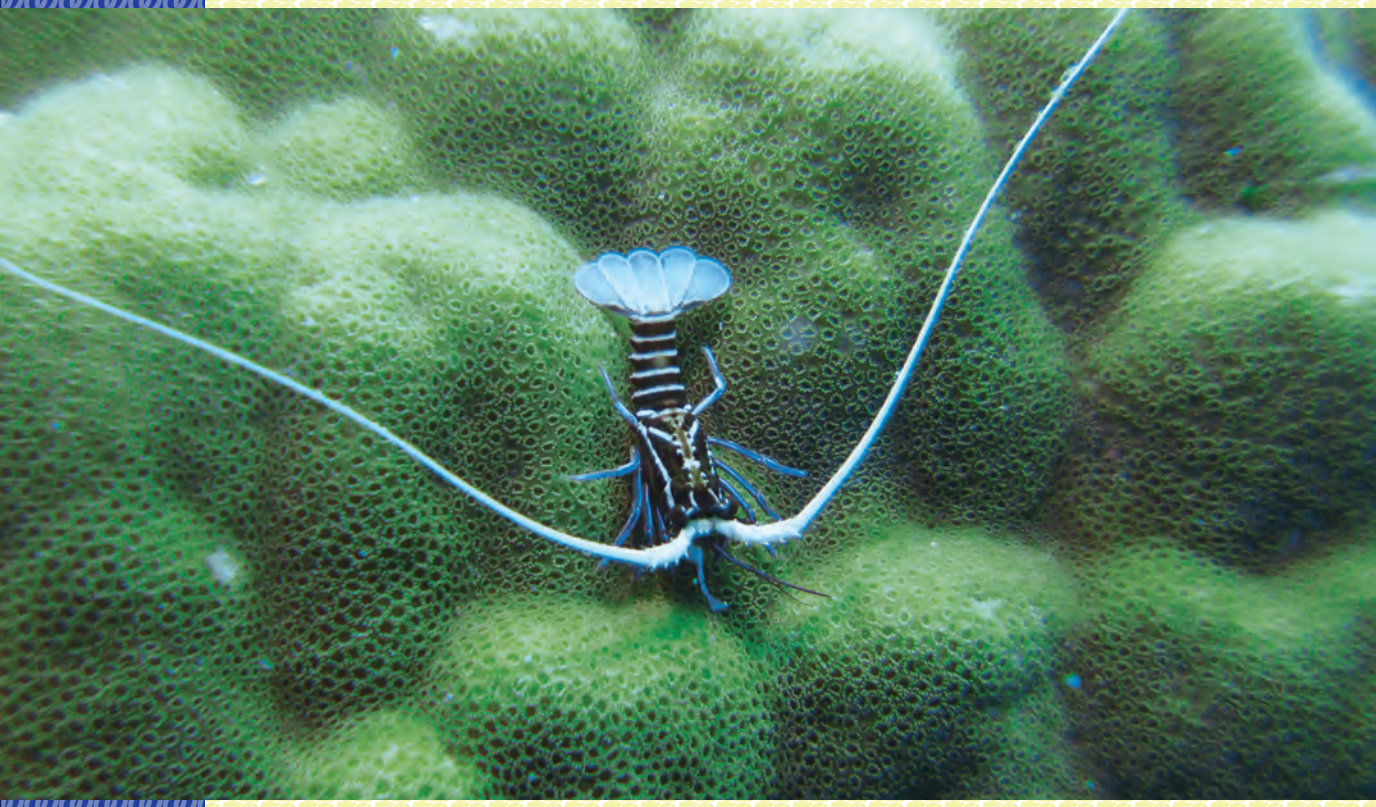

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality

リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス 工場 ⇒ プラスチック 紙 繊維 木 金属

- 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
  - ●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
  - ●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
- 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
  - ●限りある資源の有効活用につながります。

陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 収集運搬業（積替え保管を含む） 中間処理業
産廃エキスパート
認定番号 3-14-B0076
認定番号 3-14-C0012

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者

ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

JIS 533201/JIS Q 27001

ZERO

技術です キケンなゴミを資源に戻す

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社
MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

CONTENTS

平成２８年度東京都予算等で要望活動 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
高橋会長ら役員が自民、公明、民主三党へ

平成２７年度　**医療廃棄物合同懇談会** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
～東京・神奈川・静岡・千葉の産業廃棄物協会が集い意見交換～

平成２７年度新規事業
「産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～」 ・・・・・・・・ 14

[女性部だより]
『シナゴロジー』をテーマに勉強会開く ・・・・・・・・・・・・・・ 15
～非言語コミュニケーション『シナゴロジー』とは～

[多摩支部だより]
多摩支部恒例の施設見学会を盛大に開催 !! ・・・・・・・・・・・・ 16
都築鋼産株式会社館林工場見学と伊香保温泉満喫の旅

[青年部だより]
青年部研修会　**新卒採用が強い組織を作る** ・・・・・・・・・・・・・・ 19
全国産業廃棄物連合会青年部協議会関東ブロック活動報告 ・・・・・・・ 21

新入会員紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
委員会報告（収集運搬委員会、法制度検討委員会、中間処理委員会）・・・・・・ 22
平成２８年経済センサス ～ 活動調査を実施します ・・・・・・・・・・ 22
講師余談・古代史散歩　初期天皇はまったくの架空か？ ・・・・・・・・ 24
よろず相談　法律・廃棄物処理法違反と刑事処分（その２）・・・・・・・ 26
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

題字：東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

平成２８年度東京都予算等で要望活動

高橋会長ら役員が自民、公明、民主三党へ

一般社団法人東京都産業廃棄物協会は、高橋会長をはじめ役員等１０名が、さる平成２７年９月８日㈫ 東京都議会の自由民主党・公明党・民主党に対し、平成２８年度東京都予算等に関する要望活動を展開した。

要望内容は次の６点。

1　優良処理業者の育成（第三者評価制度の拡充を図る方策の実施）について
2　中間処理業の処理方法『選別』を加えることについて
3　大規模災害発生時の産業廃棄物処理施設の機能確保及び活用について
4　再生砕石の用途拡大について
5　設備の耐用年数の短縮及び軽油引取税の課税免除の改善について
6　雇用助成制度の強化について

要望事項の全文は以下の通り。

要　望　事　項

一　優良処理業者の育成（第三者評価制度の拡充を図る方策の実施）について

東京都は、平成２１年、国に先駆け産業廃棄物処理業者に関する第三者評価制度を創設し、優良な処理業者の育成と適正処理の推進による資源循環型社会の形成を進めている。

制度創設から５年が経過し、これまで以上に適正処理や資源循環率を高め、また、排出事業者から安心して選ばれやすくなるためには、以下の施策推進が有効だと思われるので、強力なご支援をお願いしたい。

1　環境配慮契約法の趣旨を十分踏まえ、東京都（外郭団体を含む）においても、自らの業務発注に際し、都の第三者評価制度や国の優良認定制度により優良認定を受けている処理業者が優先的に採用される方策を早急に講じられるよう強く要望する。

2　これまで以上に適正処理や資源循環率を高めていくためには、都の第三者評価制度による優良認定業者を増やしていくことが肝要である。

ついては、認定促進に向け、手続きの簡素化や申請手数料の見直しを検討・実施されたい。

また、優良性認定を受ける業者の増加に向けた環境公社のモデル事業の本格的な展開に向け、新規だけでなく更新の申請を予定する業者まで対象を広げた東京都としての支援制度の創設を実施されたい。

3　認定事業者が優良認定のメリットを確保できるよう、排出事業者からより多くの受注のきっかけを生み出す機会や場の確保を要望する。

4　空家対策特別措置法の施行を踏まえ、将来急増が予測される空き家の整備に関しての指定業者とする優遇措置（有価物の存在が予想されるため、作業員の信用度の高さが必須）を要望する。

5　第三者評価で優良とされた事業者が、東京都中小企業振興公社の事業を効果的に活用することのできるよう相談のための窓口の周知の強化を図られたい。

二　中間処理業の処理方法に『選別』を加えることについて

東京都における産業廃棄物処分業（中間処理）許可において『選別』という種類（名目）の許可は現在のところない。再資源化を進める観点からは、今や産廃処理において『選別』の果たす役割は大きなものがある。

しかし、現許可制度の下では、廃棄物を中間処理の機械処理工程に投入し、破砕、せん断、圧縮等の処置をすることのみでは、再資源化が不十分である。

一方、混合状態で搬入される廃棄物を事前選別により危険物を取り除くなどの安全性を確保した後、事前選別を的確に行うことで、高品質の再資源化の推進、更には 最終処分量の削減等を確実に進めることができる。

ついては、一定の施設要件を満たす場合には『選別』という許可項目を早急に設けるよう、関係局へ働きかけられたい。

三 大規模災害発生時の産業廃棄物処理施設の機能確保及び活用について

過日、国会においては、廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律案が可決された。

さて、環境省発表データでは、４年前の東日本大震災では、災害廃棄物が約２千万トン、津波堆積物が約１千万トン、合わせて約３千万トンが発生したとされている。このうち、広域処理にまわったのは可燃物が約１割、不燃混合物や魚網等が約５割となっている。

一方、発生が懸念される首都直下地震では、最大で災害廃棄物が約１億１千万トン、東日本大震災の約４倍近くに及ぶとしている。この量を処理するためには、既存の処理施設活用を前提に、関東ブロック内で焼却処理に３年から４年、埋立処分に８年から２６年の年数を要するとしている。

多量に発生する災害廃棄物の処理の停滞で、復旧・復興を遅らせないためにも、一昨年１２月交付の国土強靭化法及び首都直下地震対策特別措置法の趣旨を十分踏まえた、廃棄物処理に係る災害発生時の対応を確実に行える施設整備等の強靭化が急がれるところである。

一方ソフト面では、東日本大震災時の復旧・復興支援業務を実際に担った関係者の以下の貴重な提言がある。

まず一番目に、発災から処理業務発注までの期間の短縮化である。県の発注業務では、最も早く契約をした処理区で発災から約半年後、最も遅く契約した処理区では発災から１年２ケ月後だったそうである。

二番目に、概算契約を早期に交わし、その後実績に合わせて実数清算するということ。

三番目に、災害廃棄物の量を精度よく効率的に推定できる原単位等の数値的データを整理・整備しておくこと。

四番目に、処理業務を年度ごとに分割発注する場合、効率的かつスムーズな業務推進の観点から次期工事は随意契約とすること。

最後に、災害廃棄物の特殊性を考慮した再委託・再々委託の規定を構築しておくこと。

ついては、当協会も現在、東京都と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を結んでいるが、本協定をさらに実行可能にするためにも、こうした提案も十分踏まえ、国や近隣県と連携した対策の事前構築及び産業廃棄物処理施設の設置・稼動上の諸々の規制の緩和について、実効性のある対策を急がれたい。

平成２８年度政党要望

四 再生砕石の用途拡大について

近年、再生砕石の需給ギャップによる滞留化が発生し、円滑な施工確保に支障を来たした経緯があり、今後、オリンピック・パラリンピック関連工事やインフラの維持管理・更新の本格化によって、再び深刻化することが懸念されるところである。

そのため、㈳東京都産業廃棄物協会、並びに㈳東京建設業協会及び㈳東京建物解体協会では、再生砕石の用途拡大策について検討を重ねてきた結果、３団体の意向を踏まえた要望を取りまとめたので、特段のご配慮をお願い申し上げる。

なお、３団体では、現在、再生砕石の品質別使用用途基準について、研究しているところである。

1　再生砕石（東京ブランド）の利用拡大に向けた方策

(1)　３団体では、コンクリート構造物の解体・撤去時に排出されるコンクリートガラについて、処理施設への受入条件を以下の通りに定め、その品質に応じた中間処理によって、再生砕石の品質管理を行うルールを申し合わせ、そのプロセスを経た再生砕石を「東京ブランド」と称することとした。

この東京ブランドの利用拡大に向けて、再生骨材をはじめ、路床盛土材や路盤材、グラベルドレーン工法・グラベルコンパクションパイル工法の材料など、更なる用途拡大を図っていただきたい。

＜コンクリートガラの処理施設への受入条件＞

Ａランク：そのまま再生砕石、再生骨材になるコンクリートガラ
Ｂランク：内装解体後の通常のコンクリートガラ
Ｃランク：ALC、レンガ等を含むコンクリートガラ
Ｄランク：混合廃棄物に含まれるコンクリートガラ、ふるい下残さ

(2)　再生砕石の恒常的な利用を確保するためには、発注者及び設計者、施工者がそれぞれ適切な役割を果たしていくことが大切である。

特に、再生砕石の利用については、環境物品等調達方針などにおいて、設計書作成段階で図面又は特記仕様書に明示することになっているが、設計者及び設計業務受託者が設計業務段階で更にチェックを行い、設計図書への再生砕石利用の明示を拡大していただきたい。

2　市場環境の変化に応じた対応策

(1)　コンクリートガラが発生する建設工事において、当初指定処分地で受入が制限された場合、処分地の変更だけでなく、設計変更により運搬・処分費用も適切に見直していただきたい。

(2)　建設発生土については、株式会社建設資源広域利用センター（UCR）が、河川堤防整備や住宅団地造成等に斡旋する広域利用事業を展開している。

　再生砕石についても、行政が直接または間接的に関与した公的機関において、同様の広域利用調整システムを構築し、首都圏を中心に再生砕石の斡旋を図る事業を行い、利用拡大を図っていただきたい。

(3)　コンクリートガラの処理施設において、安心して受入・再資源化するためには、再生砕石の需要量が見通せることが大事である。

　そのため、計画・設計段階における公共工事における再生砕石の使用予定量を把握・公表するシステムを構築し、再生砕石の安定的な供給を支援していただきたい。

3　再生砕石の広域利用を図るための方策

　東日本大震災の経験を踏まえつつ、首都直下地震や南海トラフ地震、集中豪雨による土砂災害などの大規模災害が発生した時を想定し、十分な備えをしておくことが重要である。再生砕石がストックされていれば、緊急時に直ちに復旧作業を開始することができ、特に地盤が不安定な状態にある土砂災害の復旧作業においては、作業地盤を構築するために、安定性が高い再生砕石が有効に活用できるものと考える。

　そのため、再生砕石のストックヤード、かつ広域利用の物流ルートのベース基地として、「緊急資材物流センター（仮称）」を港湾施設周辺に確保していただきたい。

五 設備の耐用年数の短縮及び軽油引取税の課税免除の改善について

　廃棄物処理業で使用されている自走式作業用機械設備 (パワーショベル、バックホウ等) についての法定耐用年数の短縮については、「平成２５年度税制改正大綱」(自由民主党、公明党１月２４日決定) において、１７年を８年に短縮することとされたが、中間処理施設等における機械設備の大宗を占める据付型の機械設備等は、短縮の対象とはならなかった。

　消耗が著しい廃棄物処理業の実情からして、自走式作業用機械設備と据付型機械設備 (破砕機、選別機など)、焼却設備の耐用年数の取り扱いに大きな差があるのは理解できない。実情に合うよう、据付型機械設備、焼却設備等についても、法定耐用年数を８年程度に短縮すべきである。

　また、軽油引取税について、埋立処分場内において使用される機械設備の動力源の用途に供される軽油については、課税免除の特例措置がなされているが、中間処理施設内で使用される重機 (機械設備) に係る軽油については課税免除の対象とされていない。道路上での使用が制限されているのは同様であるので、課税免除となるよう、支援されたい。

六 雇用助成制度の強化について

　廃棄物の物流分野に限らずトラック輸送に係る人材確保そのものが、高齢化社会の進行、また、運転免許取得者の減少等に伴い、年々厳しさを増してきている。近年、物流業界全体が人材の取り合い状態となってきている。

　また、オリンピック需要・景気回復等、今後の景況を考えても、トラック輸送に係る 人材確保は、解決すべき喫緊の課題となっている。

　産業廃棄物業界が、今後も引続き、産業廃棄物の適正処理及び資源循環を担うインフラ機能を担っていくためには、廃棄物の物流に支障をきたすようなことがあってはならない。

　ついては、トラック輸送を担う人材確保や免許取得への支援など、既存の助成制度をさらに強化していただきたい。

○ 要望四の用語解説

・グラベルドレーン工法
地盤中に造成した砕石柱により、地震時に発生する過剰間隙水圧を早期に消散させ、液状化を防止する地盤改良工法のひとつ。

・グラベルコンパクションパイル工法
ゆるい砂層や軟かい粘性土地盤の改良工法のひとつで、振動などにより地盤中に砕石を圧入し、締固めた杭を造成する工法。

・ＡＬＣ
高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリートのこと。ケイ酸質、石灰質、アルミニウム粉末を主原料とし､軽量で断熱効果が高い。なお､解体現場から排出される ALC は廃棄物処理法上｢がれき類｣に該当するが、建設リサイクル法の規定による特定建設資材ではないため、安定型産業廃棄物として処理する。

・ふるい下残さ
建設混合廃棄物の選別処理過程において生じる残さで、概ね 10 mmアンダーの土砂混じりのもの。再資源化施設に産業廃棄物として処理委託契約し、再生砕石、再生砂の原料・粒度調整材などにリサイクルし、管理型産業廃棄物として処理する。

会場の横浜情報文化センター７F 大会議室

平成２７年度

医療廃棄物合同懇談会

～東京都・神奈川県・静岡県・千葉県の産業廃棄物協会が集い意見交換～

平成 27 年 9 月 11 日㈮、横浜情報文化センター７Ｆ大会議室（神奈川県横浜市中区）において、東京都、神奈川県、静岡県、千葉県の産業廃棄物協会の医療廃棄物部会／委員会が集い、二度目となる医療廃棄物合同懇談会を行った。各協会における特別管理産業廃棄物の感染性産業廃棄物（医療廃棄物）の状況、取組み、問題等の情報交換や意見交換、そして今後の協力体制を敷くことを目的とした。

開会挨拶は神奈川県産業廃棄物協会の古敷谷会長。「今回は２度目の合同懇談会。千葉県も加わり、1 都３県。いろいろなご意見を出して頂いて、日々の業務に繋げていきたい」と述べられた。司会進行は同協会医療廃棄物部会の伊丹部会長（同協会常任理事）。

合同懇談会参加者の紹介及び独自の取組みについて

神奈川県（橋本副部会長）

○６月 19 日、藤沢にて医療機関（県病院協会・県医師会）の協力を得て、適正処理に関する講習会を実施。医療関係者と医療従事者 92 名が参加した。10 月 23 日に２回目の講習会を予定している。

○昨年発行した医療廃棄物に関する冊子、『安全ピン』が好評。引き続き医療機関への啓発活動を行っていく。

千葉県（麻薙（あさなぎ）理事）

○部会員が実質２名、年 1 回集まり活動している。

○他県の委員会がどのような活動をしているのか、また、医療廃棄物の取り扱いやトレーサビリティーについて、ご意見を伺いたい。

静岡県（岩間理事・部会長）

○静岡県では、排出事業者による処理業者に対する立入検査が義務付けられている。そこで排出事業者である医師に代わって医療廃棄物部会と静岡県医師協同組合が検査をし、医師の負担を低減している。

○水銀処理について苦心しているので、ご協力をお願いしたい。

○入札での低価格化をどうにかしたい。

東京都（五十嵐常任理事・委員長）

○タイムリーな話題を中心に講習会を行っている。また、11 月に排出事業者向けのセミナーを開催する予定だ。

○皆様のご意見を伺って、東京にも活かしたい。

各協会参加者の自己紹介

東京都からは９名、静岡県からは３名、千葉県からは４名、神奈川県からは 19 名の参加があり、それぞれ自己紹介を行った。

提　案　議　題

司会進行は、神奈川県産業廃棄物協会、医療廃棄物部会の岩澤副部会長。

1. 医療廃棄物の分別について

伊丹（神）、感染性廃棄物の専用容器は開封ができないので、内容物がわからない。したがって、収集運搬から最終処分までの過程で事故が発生する可能性がある。感染性廃棄物処理マニュアルを周知し、WDS の提出を徹底させなければならない。また、排出事業者には分別の徹底よりも、禁忌品を明確にすることによって事故を未然に防ぐことができると考える。

新型インフルエンザ、その他感染症の予防接種はどうしているのか？

中谷（東）、廃棄物の性状等により適切な容器へ分別しているが、不安がある。排出事業者に対し、啓発活動を行っていくことが大事だ。

越智（静）、医療廃棄物の分別はやはり悩ましい問題である。針刺し事故が過去にあったが、責任の所在がはっきりしなかったことから、予め医療機関と協議しておく必要があると感じる。

杉本（東）、過去に針刺し事故があったが、その際の医療機関の対応が悪かった。針刺しに限らず、廃棄物の内容物による事故は排出事業者に責任の所在があると考える。

加瀬（千）、針刺し事故においては、その後の経過措置が重要。過去にダンボールから針が突出していたことがある。排出事業者のモラルが必要である。

五十嵐（東）、注射針が病室に落ちていた。病院にも報告したが、こちら側も清掃時にはより一層気をつけて作業をしている。

古敷谷（神）、事故のリスクをコントロールできるのは、排出事業者のみであることを、感染性廃棄物処理マニュアルに記載するべきである。

2. 医療廃棄物の保管容器について

金原（神）、海外の空港のトイレには針専用の容器が設置してある。オリンピックを控え、海外からの糖尿病患者が増加するはず。ホテルなど公共の施設にも容器を置くべきだと思う。

加瀬（千）、糖尿病患者のインシュリン用針容器は成田空港のサービスカウンターに置いてあるが、犯罪防止の観点からトイレには設置できない。また、インシュリン用の針を機内に持ち込める航空会社とそうでない会社がある。

千明（東）、容器は針が貫通しているものとして、従業員教育を行っている。保管容器はポリ容器が望ましいが、病院側のコストの問題もあり、ダンボールを使用せざるを得ない場合がある。

岩間（静）、静岡県は、医師協同組合と静岡県医療廃棄物適正処理協力会が県内で電子マニフェスト事業に使用する感染性廃棄物プラスチック容器をメーカーから買い上げて運用している。

西田（神）、容器が本来の目的以外に使用されることがある為、排出事業者には事前に購入してもらっている。

中谷（東）、排出頻度の低い事業者、例えば鍼灸院には事前に購入してもらっている。未使用の空容器でも捨てられていると、不法投棄と思われるので、管理はしっかりとするべきだ。

加瀬（千）、容器の納入先や個数はバーコードにて管理している。

新井（神）、災害対策用に容器の備蓄を依頼されたことがあるが、それについては購入してもらった。

古敷谷（神）、容器にかかわらず、同じ問題を抱えているならば、合同で動くべき。そうすれば変革できる。

3. 紙おむつの取り扱いについて

○神奈川県は政令指定都市の指導担当者によって対応が異なる。また、一般・産廃の区分がはっきりしていない。

○東京 23 区の場合は、事業系一般廃棄物として区分している。

○千葉県の場合、おむつはどこから排出されるかが問題。感染性でなければ、一般。行政は産業廃棄物の廃プラ扱いにすることは推奨しないとのことである。

○静岡県の場合、おむつは一般廃棄物。感染性の場合は産廃。使用前のおむつは産廃の廃プラ扱いとなる。

中谷（東）の「おむつの扱いを全国一律にして頂きたい」との意見に、古敷谷会長（神）は「産廃、廃プラ、又は感染性にするよう要望を出している。」と答えた。

4. 震災時の産業廃棄物の相互協力について

新井（神）、先の大震災では、燃料の調達に時間が掛かり、収集運搬に苦労をした。東京の収集運搬業者同士で相互協力協定を結んではいるが、実際に災害が起きてみないと何ができるのかわからない。容器の不足、トラックの損壊の可能性にどうのように対応するか？具体的に運用できるシステムがあると心強い。この場をお借りして、そういうようなシステムを構築できるよう、提案したい。契約の方法をどうするかも問題だ。

越智（静）、災害時はまず、従業員の安否確認を行い、自社の復旧作業を優先とする。また、日ごろの訓練が重要だと考える。BCP の一環で、複数の処理業者と契約しておくことが取引条件となっている医療機関もあるが、その数は少ない。相互協力は排出事業者との契約が問題になってくる。

伊丹（神）、災害時の相互協力は医療側との連携をとることが大事。そうでないと動けない。感染性廃棄物は環境省の管轄ではなく、厚生労働省の管轄でも良いのではないか？また、感染性産業廃棄物は他の産業廃棄物とは一線を画すべきである。

五十嵐（東）、災害時は燃料の調達に大変苦労をした。

横手（東）、災害時には一般も産廃も分けていられる状態ではなくなるのではないか？本年 3 月、東京 23 区は、『特別区災害廃棄物対策処理ガイドライン』を策定した。本ガイドラインに基づき、今後、当協会も含め関係団体と協定を結ぶことになるが、優先的な燃料の確保と通行証の交付が受けられることになる。

✽ ✽ ✽

『災害時における産業廃棄物処理業者の地域に果たす役割』について、東京都産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会の伊藤副委員長より、プレゼンがなされた。

○震災時避難場所での防疫体制（感染症対策）の確立をするために、各区の環境衛生指導班の指揮下に地元の産廃収集運搬業者が入ることが必要である。

○震災時交通規制の対象にならない為に、緊急通行車両等の事前届出手続きができる。その際の業務審査として、「清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの」に該当する。

○震災は災害廃棄物との闘い
> 震災後は瓦礫の処理から始まる。
> 避難場所は開設と同時に廃棄物が溜まっていく。迅速な回収が必要。
> 災害拠点病院は負傷者の集中により、医療廃棄物の滞留が予測される。

○産廃収集運搬業者と処分業者は地域の財産となる。
> 稼働する運搬車両は被災現場の情報伝達機能を有する。
> 地域防災組織と医療救護組織には、廃棄物処理事業者が参画することが必要。
> 民間委託の瓦礫処理事業は時間が掛かるので、廃棄物処理業者が即時対応すべき。

○東日本大震災を踏まえての業界活動の提案
> 医療廃棄物収集運搬車両は緊急通行車両として登録をしておく。
> 医療廃棄物収集運搬車両は放置駐車違反取締り対象外とする。
> 清掃工場を補完する産廃車両と中間処理施設で連携をする。
> 東日本大震災では復旧事業においてゼネコンが主役となり、産廃業者の影が薄かった。
> 医療廃棄物のプロとして、災害廃棄物処理事業に貢献できるようにする。

総評を静岡県産業廃棄物協会・医療廃棄物部の岩間会長にお願いした。

✤ ✤ ✤

その後、合同懇談会の熱気さめやらないまま、中華街に場所を移し、盛大に懇親会が開催された。地元神奈川県協会のご紹介ということもあり、長期間寝かせた紹興酒やあひるの珍味等が供され、情報交換や名刺交換も活発に行われ、和やかな雰囲気のもと時が流れた。

最後に、次回開催県は静岡県に決定したことが発表された。いよいよ本懇談会も医療廃棄物に係る広域懇談の場としての礎が築かれつつあることに思いを強めた。

（㈱日本シルバー　杉本 大輔 記）

○本懇談会出席者は以下の通り（敬称略・懇談会進行表記載通り）

（一社）東京都産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会

五十嵐　和代	㈱五十嵐商会（常任理事／医療廃棄物委員長）
伊 藤　　彰	ムゲンシステム㈱（医療廃棄物副委員長）
千 明　賢 人	㈱メッドトラスト東京（医療廃棄物副委員長）
山 中　正 昭	コスモ理研㈱（医療廃棄物委員）
中 谷　義 幸	相田化学工業㈱（医療廃棄物委員）
杉 本　大 輔	㈱日本シルバー（医療廃棄物委員）
阿 部　裕 之	㈱クレハ環境（医療廃棄物委員）
鈴 木　眞 吾	㈶ 東京都環境公社（医療廃棄物委員会オブザーバー）
横 手　浩 次	東京都産業廃棄物協会 事務局長

（公社）静岡県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

岩 間　雄 一	丸徳商事 (有)（理事／医療廃棄物部会長）
越 智　雅 彦	㈱ミダック（医療廃棄物部会幹事）
瀬 崎　秀 五	静岡県産業廃棄物協会 事務局

（一社）千葉県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

麻 薙　重 彦	千種興産㈱　（理事／医療廃棄物部会長）
加 瀬　邦 雄	㈱ナリコ―　（理事／医療廃棄物副部会長）
剣 持　浩 徳	千種興産㈱　（医療廃棄物部会オブザーバー）
加 瀬　邦 彦	㈱ナリコ―　（医療廃棄物部会オブザーバー）

（公社）神奈川県産業廃棄物協会・医療廃棄物部会

古敷谷　裕二	㈱リフレックスホールディングス（協会会長）
伊 丹　重 貴	㈱トキワ薬品化工　（常任理事／医療廃棄物部会長）
橋 本　大 作	メディカルサービス神奈川㈱（医療廃棄物副部会長）
岩 澤　敏 治	㈱メディカルパワー（医療廃棄物副部会長）
山 野　敦 也	ＪＦＥ環境㈱（医療廃棄物部会委員）
吉 田　幹 生	㈱デスポ（医療廃棄物部会委員）
山 口　　誠	㈱中商（医療廃棄物部会委員）
田 丸　圭 介	㈱リフレックス（医療廃棄物部会委員）
石 川　浩 章	㈱シンシア（医療廃棄物部会委員）
西 田　英 生	㈱クリーンネットワーク（医療廃棄物部会委員）
伊 藤　浩 一	㈱トキオ（代理出席）（医療廃棄物部会委員）
三 好　一 路	㈱アサヒ開発（医療廃棄物部会委員）
石 河　　淳	㈱クレハ環境かながわ事業所（医療廃棄物部会委員）
新 井　秀 明	㈱日本シューター（医療廃棄物部会委員）
金 原　暁 治	日本メディカル・ウェイスト・マネジメント㈱（医療廃棄物部会委員）
高 橋　照 二	ＪＦＥ環境㈱（医療廃棄物部会オブザーバー）
平 田　裕 二	㈱シンシア（医療廃棄物部会オブザーバー）
渡 辺　一 法	神奈川県産業廃棄物協会 事務局長
熊 野　和 夫	神奈川県産業廃棄物協会 事務局参事

平成２７年度 新規事業

「産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～」

参加者で埋まる会場

東京都産業廃棄物協会は、平成 27 年 9 月 14 日㈪ 10 時より、フォーラムミカサエコ７Ｆホール（千代田区内神田）において「産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～」を実施した。これまで、東京都受託事業である「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」を実施してきたが、平成 26 年度をもって終了したため、新たに企画したもの。産業廃棄物の処理に携わる実務者（排出事業者、処理業者等）を対象に、産業廃棄物の処理に関する基礎知識及び委託契約、マニフェスト、帳簿等の実務に関する知識を習得することを目的として開催した。

講義は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会編纂のテキストを使用し、「産業廃棄物処理の基礎」「産業廃棄物処理の委託処理と委託契約」「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」「帳簿」の内容で進められた。

講師は、㈶日本産業廃棄物処理振興センター講師の山田正晴氏、村田弘氏の２名が担当した。産業廃棄物処理業を行う上で重要かつ知っておくべき事項が要領よく整理され、講師の経験に基づく事例や最近の判例なども盛り込まれて、処理業に従事して年数の浅い方はもちろん、ベテランの方にとっても、自分の知識をアップデートするために大変有意義な内容となっていた。講義後のアンケートでは 81％の参加者が「わかりやすかった」と回答した。

山田正晴氏

村田 弘氏

質疑応答では、法改正の経緯や欠格要件について、「逆有償」「専ら物」について、マニフェストを紛失した場合はどうすればよいか等の質問が寄せられていた。

今回、70 名の参加があったが、その内訳は、年齢別では 20 歳代 36%、40 歳代 24%、30 歳代 21% と、40 歳代までの方が 81% を占めた。経験年数では１年未満が 46%、続いて 4 年以上 27%、3 年未満 17% となっていた。業種別では産業廃棄物処理業の方が 91% であったが、ほかに建設業・製造業・倉庫業等の方も参加されていた。

（取材　塩沢 美樹）

セバスチャン・フランキ氏を講師に招き

『シナゴロジー』をテーマに勉強会開く

～非言語コミュニケーション『シナゴロジー』とは～

平成 27 年 9 月 17 日㈭ 15 時 30 分より、協会会議室において勉強会を開催しました。

今回の勉強会は産業廃棄物から離れ、仕事全般に役立つであろう『シナゴロジー』について学びました。『シナゴロジー』、私も含め全く聞いたことの無い方も多いと思いますが、「ボディーランゲージの解読を学ぶことで、相手の感情をより良く理解し、コミュニケーションの質を高めることができる」新しい学問だそうです。しかも、講師はフランス人男性のセバスチャンさん！いつもより集まった部員数も多く、お話に聞き入る姿も真剣そのものでした。

人には喜び、悲しみ、驚き等６つの感情があり、日常生活の中で常にそういう感情を持ちながら人とのコミュニケーションをとっている訳ですが、話している言葉だけに注意を払ってしまいがちです。しかし、言語から得られる情報はたった７％で、声の調子やボディーランゲージ等の非言語から残り 93％の情報を得ているそうです。

いくつかの具体的な事例を挙げての分かり易いお話でしたが、例えば瞬きには３つの意味があり、その１つは相手との会話から情報を取りそれを脳に送る時にするものだそうです。すなわち相手が瞬きをせずに「分かった」と言っている時は実は話を理解しておらず、反対に瞬きをしながら「分かった」と言っている時は相手からの情報を理解している状態なのだそうです。相手が椅子の背もたれにもたれかかって話を聞いている時には話に興味のない状態、上体が前に出てくると興味のある状態に変わっていくそうです。

笑顔が素敵な講師のフランキ氏

また、良いコミュニケーションとは情報交換が最大になり、良質な情報が行き来することが必要で、そのためにはお互いリラックスした状態で相手を思いやり、相手のことを気にしながらコミュニケーションを取ることが大事だそうです。

今回学んだ『シナゴロジー』で相手の全ての感情を理解できる訳ではありませんが、今回学んだことを実生活に上手く生かすことが出来れば、日常のコミュニケーションがスムーズになる筈です。仕事での人間関係も今以上に上手くいくような気がします。

（㈱昌和プラント　廣木 直江 記）

多摩支部恒例の 施設見学会を盛大に開催 !!

都築鋼産株式会社館林工場見学と伊香保温泉満喫の旅

平成 27 年 9 月 4 日㈮～ 5 日㈯、多摩支部の施設見学会と親睦会が行われた。

施設見学先は、群馬県邑楽郡明和町（おうらぐんめいわまち）にある都築鋼産株式会社館林工場である。当日は、貸切バスで午前 10 時 30 分に立川を出発し、総勢30名での挙行となった。途中サービスエリアに立ち寄り、車中で昼食をとった後、午後 1 時 30 分に見学先に到着した。

当協会理事でもある都築建副社長、永田工場長にお出迎えをいただいた。

工場が立地する明和町は、群馬県の東南に位置し、南に利根川、北に谷田川が流れる水と緑が豊かな地域である。気候は比較的安定しているが、夏の最高気温と冬の「上州からっ風」が全国的に有名である。また、国道 354 号線や東北自動車道館林インターチェンジから約 1.6 ｋｍと交通条件にも恵まれたところである。

現場見学に先立ち、館林工場と隣接する『明和リサイクル工場』について、説明をいただいた。館林工場は、産業廃棄物の破砕、焼却、乾燥等を行っている。組織人員体制や処理施設の構成や処理能力、保有車両等について説明を受けた。人員配置では「環境員」を配置し、場内緑地管理保全に努めているとの説明が筆者の印象に残った。後で、説明資料の中に「本工場は、市街化調整区域に立地するものの、至近住居者宅までの直線距離が 150 mのところに立地」を見つけたとき、地元との共生や地元への配意等勝手に思いを馳せた。

早速、施設に向かい、処理フローに沿って、焼却炉、焼却施設排ガス浄化設備等を見学させていただいた。施設プラントに疎い筆者としては、焼却炉から直接排煙（煙突）と思っていたが、最後の排煙に至るまでは、飛灰等を冷まし、最後には蒸気のような状態にした上で外に出す装置となっていた。身をもって環境基準・規制を勉強することになった。

会議室にて説明を受ける

都築鋼産　玄関前にて

次は、隣接するリサイクル工場である。紙くずや廃プラスチック類の廃棄物を減容固化し、ＲＰＦ製品として再資源化するとともに、木くずを木チップにしている。

製品化されたＲＰＦは、バイオマス発電設備や石灰工業各社に、木チップはパーティクルボードの材料として引き渡されているとのことだった。

ＲＰＦの原料として使用できるプラスチック類・紙類は、それぞれ基準を設けており、禁忌品としては、塩素を含むものを筆頭に 17 項目にわたって細かに指定されていた。破砕機（40㎜以下）以降の各プラント処理フローに載せる最終段階では、「手選別」が行われており、「人の目」による厳しいチェックが行われていた。

都築鋼産　館林工場　破砕機前にて説明

次に、都築鋼産㈱の環境活動とコンプライアンスに触れる。当社は、環境方針に「人と地球に優しく快適な環境作りに貢献し、次世代へ繋がる環境活動」を掲げ、環境活動のツールとして「エコアクション 21」や「環境ＧＳ (Gunma Standard) 認定」を取得し、温室効果ガスの削減に努めている。また、コンプライアンス面では、「社会的に信頼される工場」を機軸に「企業の存続と成長」進めていくとしており、コンプライアンスと密接不可分な重要な要因として、「情報感度」「積極傾聴」「標準化」「適正処理」「無事故」「情報公開」「地域貢献」を挙

げている。加えて、コンプライアンスを下支えする一番の要因として「人材育成」を重要視しているとのことであった。

最後に、当社独自の地域への貢献を紹介し、施設見学の報告を閉じる。「地域への貢献」を理念に館林工場設立（昭和62年）時より28年間継続して活動しているそうだ。まず、「高速道路周辺のゴミ回収」だ。これは月2回の頻度で、回収距離は約1.7ｋｍである。次に、「水田への用水路清掃」だ。清掃距離は約0.8ｋｍである。三番目は「災害発生時の災害救助活動」だ。人・資材・重機等の提供を行っている。以前、豪雪の時、道路啓開を一週間行ったときもあったそうだ。その他では、地元群馬県の安全管理運転協会や明和町商工会、館林地区防火対象物連絡協議会への参画、近隣住民訪問によるコミュニケーションの確保（年2回訪問）、地場産品の積極的な購入などである。

『玉樹』での懇親会

施設見学を終え、出発時よりもさらに賢明になった一行は、今宵の宿『玉樹』に向かった。この宿は、普段はとてもお高い宿だそうで、確かに、宿の雰囲気も接遇も食事も申し分なかった。ご一行のあるお方のお知り合いということもあり、宿賃もお勉強いただいた。改めて御礼申し上げます。

夕食は有吉コミュニケーション委員長の司会により、赤石支部長の挨拶で始まり、ほどなく多摩支部ならではの盛り上がりをみせた。「盛り上がり」は絶好調のまま、宿の目前にあるお店に場所を移し、熱気に溢れたカラオケ大会となった。

伊香保グリーン牧場バーベキューハウスでの昼食

翌日は、地元物産館に立ち寄り、日本三大うどんの一つとも言われている「水沢うどん」など、お求めいただいた。昼食は、『伊香保グリーン牧場』内のバーベキューハウスでバーベキューランチとなった。いくつかのテーブルに分かれることになったが、某テーブルが加熱不足で鉄板温度が上がらず、焼肉ならぬ「ゆで肉」となってしまった。あるお方はいつになく不機嫌極まりない様子だった。こうした不機嫌も、いつしか過ぎ去った楽しいひと時の中に溶け込み、一向は帰路に着いた。

（事務局長　横手 浩次）

青年部だより

青年部研修会

新卒採用が強い組織を作る

～中小企業が採用を成功させるポイント～

青年部は平成27年9月16日㈬15時より、ハロー貸会議室淡路町（千代田区神田司町）にて研修会を実施した。研修会の冒頭、『NEWS 5』として5つの最新情報が提供され、続いて、中小企業の人材採用・社員教育・企業ブランディング等を幅広く手掛ける㈱カケハシスカイソリューションズの土方求氏、岡部謙太氏による『新卒採用が強い組織を作る～中小企業が採用を成功させるポイント～』をテーマに講演が行われた。

『NEWS 5』では、①WDS改定について②空家対策特措法について③環境産業の市場規模と人手不足関連倒産の増加について④企業紹介（萬世リサイクルシステムズ㈱、中田屋㈱）の5つが紹介された。

中でも、近年の環境関連産業の市場規模・雇用者数拡大の影で、中小企業の人手不足感は解消されず、さらに、人員確保のための人件費高騰が中小企業経営の重しとなっているとして、「求人難」を乗り切る戦略を学ぶ今回の研修会の企画意図が説明された。

カケハシスカイソリューションズは、「企業ブランディング」で名を知られた㈱ワイキューブの後継会社として、2011年6月に設立された。ワイキューブ時代を含め約850社の中小企業の採用を手掛けた経験から土方氏が感じたこと、また、人材採用に成功した会社の特徴や考え方について聴いた。

左から土方求氏、石川沙羅氏、岡部謙太氏

❖採用を取り巻く昨今の状況

ここ数年の景気回復傾向を受け、企業の採用意欲がバブル期に迫る勢いで増大している。中小企業では有効求人倍率が1倍を超えると採用が困難になると言われるなか、2014年現在、300人未満の企業の求人倍率は4.8倍と、非常に厳しい状況である。とくに新卒採用はこの3年で約2倍に急増している。今後は少子化による新卒者数の減少に加え、2020年の東京五輪大会に向けて求人数の拡大が見込まれ、人材採用には考え方の転換と戦略が求められている。

同社がこれまでに受けた採用に関する相談を分析すると、中小企業が陥る「負のスパイラル」があるという。中小企業では、費用をかけずに即戦力を求めようとしてまずはハローワークへ、次に人材紹介会社を頼り、最後に、仕方なく広告

媒体に費用を投入するが、結局採用できない、という事例が多数あるそうだ。新卒採用が増加している理由のひとつには、中途採用が難しいために、新卒者を採用して育てざるを得ないという背景もあるようだ。

❖採用を成功に導く戦略

経営者の要望は、一般的に見て「良い子」（頭が良い、明るい、素直など）であり、「どんな人材が欲しいか」について具体的に整理されていない企業が多い。自社にとって優秀な人材とは「自社に利益をもたらす人材」であることをまず認識してほしいとのこと。

そのうえで、採用を成功に導く戦略とは、①退職者より優秀な社員を採用しようと意識すること、②競合他社より優秀な社員を採用する意識を持つことだそうだ。たとえ今は積極的に採用活動を行っていない企業であっても、長期的に見れば必ず人材は入れ替わっていくものなので、単なる「補充採用」ではなく、「意識を持って」採用にあたることが重要だ。

❖人は「育つ」のか「育てる」のか？

多くの経営者が、一度採用した人材は責任を持って「育てる」ものという意識が強い。しかし、「人材は素材が全て」だと土方氏は感じている。その会社にとって良い素材にこだわるべきで、会社に合わない素材をいくら育てようとしても育たないのだそうだ。大手企業であれば、別の部署への異動など「適材適所」が可能だが、中小企業では異動先がないという場合もあり、「適所適材」を意識した素材選びが重要だ。ただし「良い素材」も環境に影響されることはあるので、組織強化のためには「自社にとって素材の良い人材を採用し、良い癖のついた人間を周りに置く」ことが鉄則だ。

❖新卒者は未来の戦力

人は欲しいが集まらない、という悩みを持つ企業は非常に多い。なぜ優秀な人材は採用が難しいのか。その理由は、即戦力となるような人材は絶対数が少ないことに加え、優秀であればあるほど、コネやヘッドハンティングで転職先が決まることが多く、市場に現れないからだ。また、経験の多さだけで中途採用すると、トラブルになるケースもあるので注意が必要だ。

そこで「未来の戦力」に目を向けることが結果として近道というのが、同社が新卒採用を勧める理由だ。新卒者には、「余計な色がついていないため自社色に染めることが可能」だという良さがある。一般的に、中小企業は新卒採用を敬遠しがちだが、近年の新卒者の入社動機は、待遇や会社の規模ではなく、企業理念や先輩社員との共鳴という特徴があり、「やってみたら意外と学生が集まる」との感想が多く聴かれるそうだ。

❖まとめ

中小企業が新卒採用を成功させるポイントの一つ目は、具体的な人材ターゲットを決め、自社の魅力を明確にして採用コンセプトを整えること。二つ目は人事担当者任せにせず、全社で取り組むことだ。社内各部署から採用チームを選抜し、社員自らが自社の魅力を考えて、自らの言葉で学生を口説くことで、改めて自社の魅力に気づき、社内が活性化するというメリットもあるとのことだった。

新卒採用を計画的に考えることは、企業存続にとって、今後は必要不可欠になると感じた。

（㈱日成ストマック・トーキョー
畠山 孟賛（たけよし） 記）

全国産業廃棄物連合会青年部協議会

関東ブロック活動報告

平成 27 年 9 月 16 日㈬、17 日㈭の 2 日間、関東ブロック青年部の有志 50 名以上が集結し「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」の被害にあわれた茨城県常総市の災害現場にて、荷下し作業や集積場外に置かれた廃棄物の撤去作業等を行いました。

新入会員紹介

㈱ エコリターン

代表取締役　**小野 嘉男**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔 廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 〕

産業廃棄物処分業・中間処理

破　　砕〔 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 〕

圧縮梱包〔 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 〕

〒 193 － 0846　東京都八王子市南浅川町３１３１－１
☎ ０４２（６６３）０３０６

収集運搬委員会　（加藤委員長）

平成 27 年 9 月 3 日㈭ 15 時 30 分より、13 名の委員によって開催した。

㈱黒姫の渡辺明彦氏とイズミロジスティックス㈱の坂田直人氏の 2 名を新委員に委嘱した。

交通事故防止のための講習会を 11 月 18 日㈬の 15 時より青年部と合同で開催することを決定した。

その他、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度、労働災害や交通事故のリスクなどについて情報共有した。法制度検討委員会で議論している「行政への再委託への提言」については、白井副委員長から報告を聞いた。

次回は、平成 27 年 11 月 18 日㈭ 13 時 30 分から開催する。

法制度検討委員会　（篠原委員長）

平成 27 年 9 月 10 日㈭ 15 時より、9 名の委員とオブザーバー 1 名（当協会顧問弁護士 芝田麻里氏）によって開催した。

今回は、予定をしていた議題を変更し、廃棄物処理法改正に係る各都道府県協会等の意見をもとに全産廃連の事務局が要望素案として取りまとめを行った「廃棄物処理法見直しに関する意見」について検討した。各要望事項について論議し、東産協として、提言すべき内容を確認した。検討内容を元に、事務局で加筆修正を行い、全産廃連へ提出することとなった。

なお、次回は 11 月 10 日㈫～ 11 日㈬に法制度検討委員会集中会議（アジア会館）に場を移しての開催を予定している。

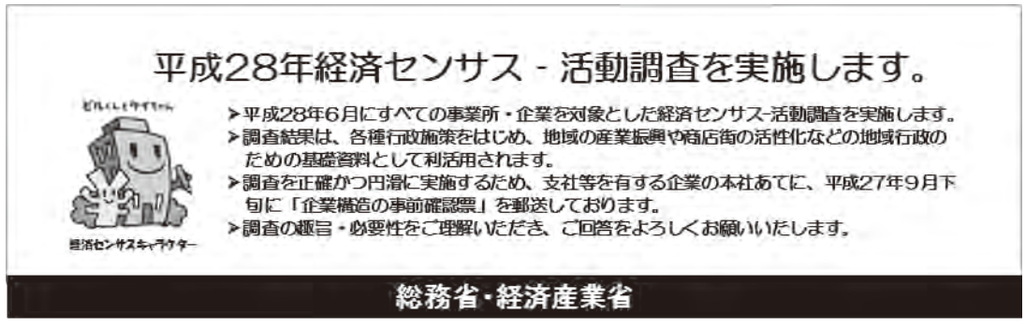

中間処理委員会　（碩委員長）

平成 27 年 9 月 24 日㈭の 15 時より、9 名の委員によって開催した。

排出事業者へ配布している廃棄物への危険物混入防止パンフレットについて、効果などを聞いた。効果が目にみえてわかるものではないが、引き続き配布などしていきたいという意見が多かった。

また、危険物混入対策の勉強会として、京都市での研修会開催を決定した。京都市では、水銀対策と水銀等の有害・危険ごみの拠点回収の調査事業を行っている。取り組みについては、京都大学が協力しており、京都市と京都大学のお話を聞くこととした。

【日　時】　平成 27 年 11 月 27 日㈮、28 日㈯
【訪問先・見学先】　京都市役所、京都大学、処理施設、拠点回収現場

次回委員会は、平成 27 年 12 月 4 日㈮ 15 時から開催する。

表紙の言葉

●今月の写真：和名：ゴシキエビ（五色蝦）〔学名：Panulirus versicoior
英名：Painted（彩色した）spiny（棘のある）lobster（ロブスター）〕
●撮影者：阿部　秀行　氏
●撮影地：インドネシア（ラジャーアンパット）　水深：10 m
●撮影者コメント：分布は相模湾以南、インド洋、西太平洋。体長は最大 35cm（写真は体長 3㎝で子どもと考えています。本当はゴシキエビかは不明ですがよく似ているので勝手にゴシキエビとしました）

浅瀬の珊瑚礁、岩礁域の岩穴などに生息し、夜行性で昼間は穴に潜んでおり夜になると獲物を求めて歩き回ります。食性は基本的に肉食で貝類が主食です。体は黒く、頭胸甲に黄色の門燈があり、腹の節ごとに白い線が入っています。大人はかなりカラフルで、子どもはどちらかと言えば地味ですが、小さくても触角（髭）が長く伸び立派なものです。

講師余談・古代史散歩

初期天皇はまったくの架空か？

初代神武から９代開化まで　実在性のある最初の天皇（大王）は崇神であるというのが通説となっているが、古事記や日本書紀の神武から９代の開化までの記事はまったくの架空だろうか？崇神の先祖は、いたはずだし記事にはそれ相応の歴史認識や事実が反映されていないとも限らない。そこで名前と王宮と陵墓の所在地を並べてみる。

① 神武（じんむ）カムヤマトイワレヒコ　橿原宮　畝傍山東北陵
② 綏靖（すいぜい）カムヌナカワミミ　葛城高丘宮　倭の桃花鳥田丘上陵
③ 安寧（あんねい）シキツヒコタマデミ　片塩浮孔宮　畝傍山南美御陰井上陵
④ 懿徳（いとく）オホヤマトヒコスキトモ　軽曲峡宮　畝傍山南繊沙谿上陵
⑤ 孝昭（こうしょう）ミマツヒコカエシネ　掖上池心宮　掖上博多山上陵
⑥ 孝安（こうあん）オホヤマトタラシヒコクニオシヒト　室秋津嶋宮　玉手丘上陵
⑦ 孝霊（こうれい）オホヤマトネコヒコフトニ　黒田廬戸宮　片丘馬坂陵
⑧ 孝元（こうげん）オホヤマトネコヒコクニクル　軽境原宮　剣池嶋上陵
⑨ 開化（かいか）ワカヤマトネコヒコオホヒビ　春日率川宮　春日率川坂本陵

記紀の記事の矛盾　まず、名前についてみる。今でも男子の名前に～彦とあるのをみるが、「ヒコ」は王を意味している。「ミミ」もその類だ。問題はどこの王かだ。大部分がヤマト＝奈良盆地東南部の王だと主張されている。イワレ（磐余）はヤマトの南端部、シキ（磯城）は纒向遺跡を含む中央部をいう。９人のうち７人は明らかにヤマト地域の王と名乗っており、当時の列島の人と物のネットワークの中心地であった纒向付近で権勢をはっていたようにみえる。

しかし、次に、王宮の所在地についてみると、下線を付した橿原、葛城、片塩、軽、掖上、室はいずれも奈良盆地西南部＝葛城地方に位置している。さらに、陵墓についても、前にも触れたように、それらしい古墳は存在せず、考古学的には９人の天皇（大王）の実在性が否定されているのだが、下線を付した畝傍山、掖上、玉手丘、片丘はいずれも葛城地方に位置している。ここからは、支配地域が葛城地方というごく限られた範囲であることがみてとれる。

ヤマトと葛城は明確に異なる地域で、後に倭（ヤマト）国造、葛城国造がそれぞれ別に任命されている。また、纒向型や初期の前方後円墳はヤマトにのみ存在し葛城にはない。王名と王宮所在地・陵墓所在地には重大な矛盾があるようだ。

モノをいうのは妻の力？　記紀の物語では日向の国から出奔し、東征を果たした神武は、大和の有力者たちの娘を妻に迎え、地位の確保に成功したとされている。また、古代の系図において最も重要な事項は親子関係と妻の出身であった。そこで初期の天皇の皇后・妃についてみると、神武、綏靖、安寧と３代にわたって葛城の事代主神の娘や孫娘を后妃に迎えたという。だが、記紀には系譜について別の記事もあり、日本書紀には綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝霊と相次いでヤマトの中心部である磯城の県主（あがたぬし：地域の有力豪族）の娘を后妃に迎えていたという。初期天皇は葛城を基盤にしていたのか？それともヤマトを基盤にしていたのか？

記紀の王宮所在地や系譜（后妃は葛城が多い）から葛城との関係を重視する八幡和郎は、参考図（最終解答日本古代史５８頁）のように神武及び欠史八代（＝第２代から第９代の実在性の薄い天皇）の天皇家の勢力範囲をとらえている。天皇家は、当時一番栄えていた奈良盆地東南部の纒向遺跡のあるヤマト（邪馬台国の所在地とする研究者も多い）ではなく、西南部の葛城地方の有力豪族のひとつであったと考えている。

文献の分析からは、葛城と初期天皇とのかかわりを示唆する伝えの方が新しく、初期天皇は、とりわけ神武のようにヤマトのイワレ（磐余）のヒコ（王）と明示するようにヤマトの支配者・豪族であり、后妃もヤマトの磯城から迎えていたとする伝えが古くからあったとみるべきであるようだ。つまり、崇神以前の欠史八代の天皇については新旧二層の伝えがあり、統一されないで記紀に記載されていたわけだ。

葛城王朝は存在したか？　古代史ファンの間では、古代王朝が入れ替わっていたかどうかが大変注目されている。王朝交代があったとなれば想像がさらに膨らむ。

崇神天皇からヤマト王権が始まると考えるのが多数であるが、ヤマトの三輪の地を中心とする王朝ということで三輪王朝ということがある。そして、崇神以前にはヤマト王権とは異なるもう一つの王朝が葛城の地にあり、記紀に言う欠史八代の天皇はその葛城王権の大王であったのではとするのが、葛城王朝説だ。神武から開化までの九代の天皇の王宮と陵墓が葛城山と畝傍山の山麓にあるというのが根拠だ。しかし、みてきたように陵墓に信頼性はなく、王宮の話も新しい伝えに過ぎないとすれば疑問だ。

ただ、８代孝元天皇の後裔とされる葛城氏は、葛城山を本拠地とし、５世紀になると大王家との婚姻関係が深まり、大王家と肩を並べるほどの力を持つに至ったとされ、ついには第２１代雄略天皇に滅ぼされたという。最近の発掘調査によって、葛城氏の中枢機関だったとされる極楽寺ヒビキ遺跡の建物等が焼失していたことが判明した。王朝はともかく、滅ぼされた大豪族・葛城氏については最近関心を持つ人も多い。

（古川 芳久）

＊『日本の古代史ヤマト王権』
（2015 年別冊宝島２３４５号）
＊『最終解答日本古代史』八幡和郎
（2015 年ＰＨＰ文庫）

古代の宮都（大和南部）と欠史八代の大和

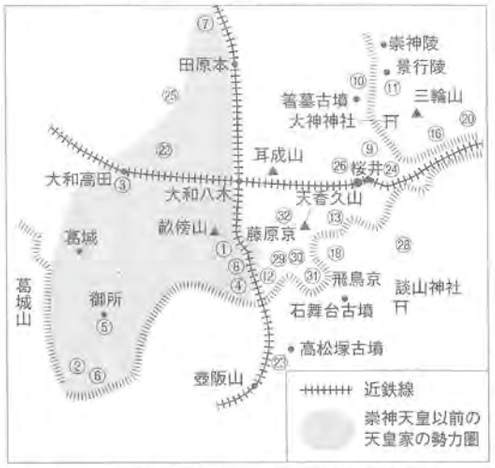

①橿原宮	神武天皇	⑬磐余稚桜宮	履中天皇	㉕百済大井宮	敏達天皇
②高丘宮	綏靖天皇	⑭遠飛鳥宮	允恭天皇	㉖訳語田幸玉宮	敏達天皇
③片塩浮孔宮	安寧天皇	⑮石上穴穂宮	安康天皇	㉗磐余池辺双槻宮*	用明天皇
④軽曲峡宮	懿徳天皇	⑯泊瀬朝倉宮	雄略天皇	㉘倉橋柴垣宮	崇峻天皇
⑤掖上池心宮	孝昭天皇	⑰磐余甕栗宮*	清寧天皇	㉙豊浦宮	推古天皇
⑥室秋津島宮	孝安天皇	⑱近飛鳥八釣宮	顕宗天皇	㉚小墾田宮	推古天皇
⑦黒田廬戸宮	孝霊天皇	⑲石上広高宮	仁賢天皇	㉛飛鳥京	
⑧軽境原宮	孝元天皇	⑳泊瀬列城宮	武烈天皇	舒明・皇極・斉明・天武天皇	
⑨磯城瑞籬宮	崇神天皇	㉑磐余玉穂宮*	継体天皇	㉜藤原京	持統・文武天皇
⑩纒向珠城宮	垂仁天皇	㉒勾金橋宮	安閑天皇		
⑪纒向日代宮	景行天皇	㉓檜隈廬入野宮	宣化天皇		
⑫軽島豊明宮	応神天皇	㉔磯城島金刺宮	欽明天皇		

異説もあるが、最有力とされるものだけを地図上に記載した。
＊はいずれも磐余池の畔にあったといい、⑬と近隣だったと推定される。

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

廃棄物処理法違反と刑事処分（その２）

～いわゆる「逆有償」と委託基準違反～

Q

私（A）の会社は下水汚泥等を受け入れて、下水汚泥を原料として、いわばリサイクルとして堆肥を作っている会社です。

堆肥は、春と秋にはある程度需要がありますが、冬には売れないなど季節に左右されますし、必ずしも常に需要があるわけではないのです。そこで、堆肥の売却先の確保と保管には常に頭を悩ませていたのですが、あるとき、その堆肥をまとめて買ってくれるという業者（B）が現れました。Bは、まとめて買ってくれて、堆肥が必要な時期までストックしておいて、買い手が現れたら売却する、ということだったのです。これは非常にいいお話だと思いまして、Bに堆肥を売却しました。

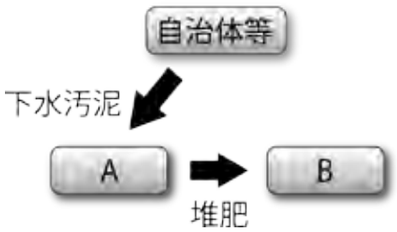

ただ、同時に、Bは、保管場所の確保のためやら、設備投資のためやらで資金が必要だということで、融資の依頼をしてきました。堆肥の保管場所がなくなれば私も困るので、費用を工面してやりました。堆肥の売却代金と貸付金額を比べると貸付金額の方が高くついてしまいました。

ところが、そのうちBは、追加で融資の依頼をしてきて、融資が得られないと、堆肥をこれ以上保管することができないと言ってきました。一度、Bが堆肥を保管しているという場所を見に行きましたが、山の一角を整地して保管場所にしてあるようなところで、私の会社から出した堆肥が小山のようになっていました。聞けばここしばらく需要がなくてあまり売れていないとのことです。そのため、出荷がないので、保管場所を拡げる必要があり、そのための設備投資が必要だ、とのことでした。

私は、Bが堆肥を引き取ってくれないと困るので、またBに融資をしました。Bとの付き合いはかれこれ１０年になりますが、その間Bからは一度も弁済を受けたことはありません。結局、「堆肥」はほとんど売れないことから、Bに返済の見込みが立たず、代金債権を放棄してやったり、貸金債権を放棄してやったりしたこともあります。

そんな中、先日、警察から呼び出しがあり、取調べを受けたのです。容疑は、私が無許可業者であるBに廃棄物の処分を委託したというのです。すなわち、委託基準違反があったというのです。Bは廃棄物に関して何らの許可も持っていませんが、私はBに堆肥を売っていたのであって、廃棄物の処理を委託したのではありません。なぜ私が処理法違反の指摘を受けなければならないのでしょうか。私は委託基準違反になるのでしょうか。

解　説

Aの行為は委託基準違反になるか。

1　委託基準違反とは？

委託基準違反とは、廃棄物処理法が定める産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託の基準に違反することであり、委託基準について以下のように定めています。

☞ **法第１２条第５項（産業廃棄物の収集運搬又は処分を受託できる者）**

事業者（中間処理業者…を含む）は、その産業廃棄物…の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

⬇

法第１４条第１２項

第１項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第６項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

☞ **法第１２条第６項（産業廃棄物の収集運搬又は処分等の委託の基準）**

事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

⬇

政令第６条の２

環境省令（規則）第８条の３の２～第８条の４の４

たとえば、無許可業者に産業廃棄物の収集運搬ないし処分を委託すれば、法第１２条第５項の委託基準違反となります。また、書面による契約書を作成しなかったなどの場合には、法第１２条第６項の委託基準違反となります。

法第１２条第５項の委託基準違反（無許可業者に対する委託）と第６項の委託基準違反とでは、罰則が異なり、第５項違反の場合には、５年以下の懲役もしくは１０００万円以下の罰金に処せられるのに対し、第６項違反の場合には３年以下の懲役もしくは３００万円以下の罰金に処せられることとなっています。

> ☞ **法第１２条第５項違反（無許可業者への委託）**
> → ５年以下の懲役もしくは１０００万円以下の罰金
> （第２５条第１項６号）
> **第６項違反（その他の委託基準違反）**
> → ３年以下の懲役もしくは３００万円以下の罰金
> （第２６条１号）

すなわち、法は、それだけ無許可業者に対する委託を厳しく取り締まっていることになります。というのも、無許可業者に対する委託が不法投棄などの不適正処理につながる可能性が強く、厳しく取り締まる必要があるためです。

2　本件は委託基準違反となるか　～「廃棄物」とは？

(1)「廃棄物」該当性の判断基準（総合判断説）

では、本件のＡの行為は委託基準違反となるでしょうか。

委託基準違反となるためには、ＡがＢに対して「売却」した「堆肥」が、実は、「堆肥」とは名ばかりの「廃棄物」であることが前提になります。廃棄物該当性の判断基準が問題となります。

この点、廃棄物処理法は、「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物」であると規定しています。「不要物」に該当するか否かの判断基準としては、判例上、総合判断説が定着しており、「総合判断説」とは、廃棄物か否かを判断するにあたって、「①物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべき」とする考え方です。

(2)　各要素の検討

① 物の性状について

「物の性状」とは、「利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること」とされています（平成２５年３月２９日付「行政処分の指針について（通知）」環廃産発第 1303299 号）。

② 排出の状況について

「排出の状況」とは、「排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。」であるとされています（上記指針）。つまり、需要に応じた供給（排出）がされているかということなります。

③ 通常の取扱い形態について

「通常の取扱い形態」としては、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」が必要とされています（上記指針）。

④ 取引価値の有無について

占有者（排出者）と取引の相手方との間で有償譲渡がなされており、かつ、客観的にみて当該取引に経済的合理性のあることが必要とされています。そして、実際の判断にあたっては、「名目を問わず、処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること」等が必要とされます（上記指針）。

⑤占有者の意思について

「適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと」が必要とされます（上記指針）。

3　本件についての考え方

(1)　本件への総合判断説のあてはめ

では、本件の「堆肥」についてはどうでしょうか。

本件においては、物の性状としては、「堆肥」としての品質を満たすものであったことがうかがえます（①を満たす）。

しかし、「堆肥」の排出は需要に沿ったものとはいえず（②を満たさない）、１０年前後、出荷されないまま放置されていたという状況では「製品としての市場が形成されていた」とはいえず（③を満たさない）、売買契約の形をとってはいても代金支払が行われず、かえって貸付が行われ、その弁済も行われたことがないという状況では、本件堆肥に「取引価値」があったとは認めがたく（④を満たさない）、占有者（排出者）に本件堆肥について「適切に利用する意思」があったとは認めがたい（⑤を満たさない）と考えられます。

そうすると、結局、総合的にみて、本件「堆肥」は「堆肥」ではあっても、「不要物」である「廃棄物」であると言わざるを得ません。

そこで、本件は、客観的には「廃棄物の処理を委託した」といえる状況があることになります。

(2)　委託基準違反の故意（犯意）

残された問題は、委託基準違反という罪（犯罪）は、「委託基準に違反するこ

とを認識しながらこれを行う」ことによって成立する「故意犯」ですので、廃棄物性の認識がＡにあったかどうかになります。

そして、１０年間ほとんど出荷されていない状況、代金支払いを受けたことがなく、かえって貸付を行っていた状況、「引き取ってもらわないと困る」と思っていた状況などからすると、Ａに委託基準違反の「故意」があると判断されてもやむを得ないと思われます。

４　まとめ　～　逆有償と委託基準違反　～

本件では、「堆肥」（有価物）の「売買契約」という形をとった取引行為について、実態は「堆肥」という有価物に名を借りた「廃棄物」の処理委託であるとして、委託基準違反とされました。

このように、「廃棄物の処理を委託していながら、何らかの名目で費用を支払い有償取引であるかのように仮装すること」を「逆有償」ということがあります。

すなわち、「逆有償」とは、「有償取引」の形式をとっているにもかかわらず逆に何らかの名目で費用を支払っている状態です。「逆有償」取引は、廃棄物の処理委託費用として、本来委託費用を支払わなければならないところ、１円でもいいので価格をつけて「有価物」として売却することによって「廃棄物」を「有価物」と仮装し、廃棄物処理法の適用を免れようとする場合に行われます。

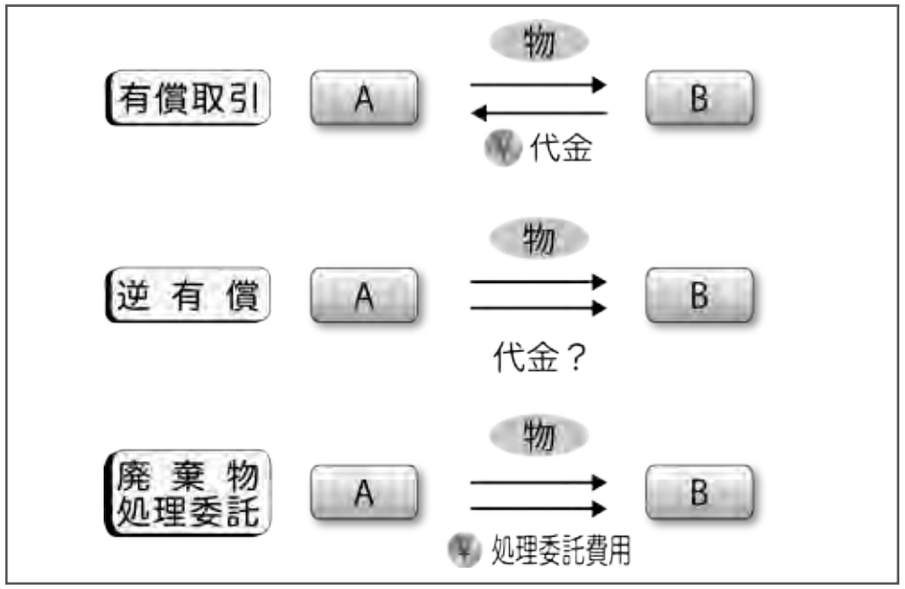

「廃棄物」処理の副産物であるリサイクル品（本件「堆肥」もしかり）を有価で売却する場合、有価物の売買に仮装した廃棄物処理委託であるのか（違法な逆有償）、それとも正当なリサイクル品の売却であるのかが常に問題となりますが、それが違法な「逆有償」であるのか、正当な売却行為であるのかは、上記総合判断説の基準によって判断されることになります。

協会の主な今後の日程

（平成 27 年 10 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
10	6	火	< 協会実施 >「電子マニフェスト操作体験セミナー」　14:00 ～	Win スクール新宿本校
	14	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			全産廃連 ; 正副会長会議　12:00 ～　/ 理事会　13:30 ～	全産廃連会議室
	15	木	一都三県建設混合廃棄物意見交換会　15:00 ～	フォーラムミカサエコ
	16	金	関東地域協議会 ; 事務責任者会議	協会会議室
			女性部　施設見学会	於 : 埼玉県
	17	土	10/15 ㈭～ 10/17 ㈮　青年部　視察研修	沖縄県宮古島
	20	火	平成 27 年度第二回安全衛生研修会　13:30 ～ 16:30	フォーラムミカサエコ
			研修会終了後～　安全衛生推進委員会	〃
	21	水	青年部　幹事会　15:00 ～	協会会議室
	22	木	建設廃棄物委員会　「建設廃棄物・三者施設見学研修会」見学会 / 勉強会	於 : 千葉県
	23	金	関東地域協議会 ; 事務担当者会議	幹事 : 当協会
	24	土	↓	
	27	火	総務委員会　14:00 ～　/　常任理事会　15:00 ～	協会会議室
	29	木	医療廃棄物委員会　15:00 ～	協会会議室
11	6	金	「e-Lady21 のつどい」　11:00 ～ 13:00　主催 : 関東地域協議会女性部会	ホテルニューオータニ佐賀
			「第 14 回産業廃棄物と環境を考える全国大会」　13:30 ～ 17:20/ 交流会　18:00 ～ 20:00	
			東京都・神奈川県協会 青年部 交流事業（ビーチクリーン）　10:30 ～ 15:00	神奈川県藤沢市 片瀬海岸
	11	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～ /　第 22 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	12	木	< 協会実施 >「電子マニフェスト導入実務研修会」導入説明会　10:00 ～ / 個別導入相談会　14:00 ～	エッサム本社ビル別館
	18	水	収集運搬委員会　13:30 ～	協会会議室
			収集運搬委員会・青年部 合同研修会「企業における交通事故防止のあり方とその必要性」　15:00 ～	ハロー貸会議室淡路町
	19	木	女性部　幹事会　13:30 ～　/　勉強会　15:00 ～	協会会議室
	20	金	医療廃棄物委員会　第 1 回医療廃棄物排出事業者向けセミナー「医療廃棄物処理の実務のポイント」　13:30 ～	エッサム本社ビル 3 階グリーンホール
	24	火	新入会員と協会役員との懇談会　11:00 ～　/　常任理事会　13:30 ～	協会会議室
	27	金	第 55 回関東地域協議会　会長会議　12:00 ～　/ 協議会　14:00 ～	於 : 埼玉県
			中間処理委員会　京都研修	
	28	土	↓	

事務局だより

今年はとにもかくにも雨が多い。台風も多い。原因の一つとして、エルニーニョ現象に加え、特に今年はMJOなるものが影響しているとのこと。このMJOは、マッデン・ジュリアン振動（Madden-Julian Oscillation）といって、赤道域で西から東に回っている大きな雲の塊のことで、エルニーニョ現象の東から西に向かう暖かい水蒸気と衝突し、雲の渦をつくり、これが低気圧や台風に成長するとのこと。この衝突の場所がよくないらしい。NHKの気象キャスターがそう言っていた。

先月の茨城県常総市界隈に大雨をもたらしたのも、やはり南方海上からやってきた雲の塊だ。堤防が複数箇所で決壊した。

日経新聞「春秋」が、「決壊」の「決」の字の由来について紹介している。「古代中国は黄河の氾濫に苦しんだ。大地をのみ、数万の家を壊し、不作が続く。『決』は、洪水を防ぐため、堤防を壊すことを意味した。『決河』ともいう。かえって被害が広がることもあったので、重大な決断が必要な策だった。そこから、決意、決定などの意味も出てくる。」

平成22年4月、中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」が、大規模水害対策に関する専門調査会報告「首都圏水没～ 被害軽減のために取るべき対策とは ～」の中で、代表的な堤防決壊地点をあらかじめ選定し、その堤防決壊地点からの氾濫計算を行っている。荒川については、「荒川右岸21.0km地点の東京都北区志茂地先を堤防決壊箇所として想定した荒川右岸低地氾濫では、決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。」としている。

これも「決壊」だ。

しかし、今後、気候変動がもたらす降雨量は、専門家も予測が難しいという。今回の常総市の河川決壊でも、将来的にも安心できる堤防の高さは、と聞かれても返事は難しいと言っていた。

であれば、一定の堤防の高さは確保しつつも、堤防そのものの構造を変えたらいいのでないのか。巷間、再生砕石の需要先の確保が声だかに叫ばれている。再生砕石は大きさもLとかMとかいろいろある。これを組み合わせ、堤防の盛土として使ったらどうか。街の歩道に敷かれている浸透枡のような機能を持たせればよい。堤防が決壊し、一時に大量の水が市中に流れ込むから、甚大な被害をもたらす。再生砕石を使用した堤防だと、少しずつ堤防の外（市中）に流れ出すため、避難にしろ、浸水のポンプアップにしろ、計画的、かつ、合理的経済性をもって対処できるのではないかと思う。堤防自体が壊れることもない。機会があったら是非専門家に提案したい。

（横手）

編集後記

秋の気配が色濃くなってきました。今年は春らしい春を満喫できなかったような気がして、日本の四季がなくなってしまうような気がしたとこの欄に書きましたが、秋は例年通りにやってきてくれたようです。金木犀の香り、曼珠沙華の赤い色、夕方からの虫の音、秋を感じさせる事象はそこそこに在ります。一方で、関東でも大きな水害が発生しました。まだまだ大型台風の接近の可能性はあるようです。引き続き、自然災害への備えを怠りなくして頂ければ、幸いです。

秋は収穫時期です。温暖化の影響でしょうか、青森で桃を栽培しているとニュースで伝えていました。私事ですが、秋田の知り合いのリンゴ農家から桃を送って貰いました。いろいろな食物の産地が北上してきていることを実感しました。

またまた景気先行き不安がみえてきたような報道が出始めています。先月も書きましたが、経済のグローバル化の進展は旧来の経験では対処できないほど多様な要素が絡み合っての現象となっているようです。まだまだ予想外の事象が発生してくるのでしょうか。

先月号で法改正に関する協会の取り組みを紹介させてもらいました。秋口から、協会の委員会・部会活動は一年を通して最も活発化する時期です。広報委員会では出来るだけ速やかにそれらの内容を皆様へお伝えしていきます。協会活動に対してご意見があれば、事務局へご一報下さい。

本号より誌面を刷新いたしました。今後とも会員の皆様に一層信頼される誌面づくりを目指してまいります。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第32巻 第7号 通巻第302号

平成27年10月10日発行

発行人 高橋俊美

企画・編集 広報委員会

発行 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL 03（5283）5455（代表）
FAX 03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

新規会員募集へのご協力のお願い

～協会組織の充実 ・ 強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

当協会にご参加をいただきますと、協会組織としてのスケールメリットを活かした事業活動や信用力のある事業展開にもつながります。

つきましては、会員企業の皆さまには、是非、いまだ未加入の関係企業にお声かけいただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

一般社団法人 **東京都産業廃棄物協会**

〒101-0047　東京都千代田区内神田 1-9-13　柿沼ビル７Ｆ

TEL（03）5283-5455　FAX（03）5283-5592

http://www.tosankyo.or.jp/

「とうきょうさんぱい」　通巻第三〇二号　平成二十七年十月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

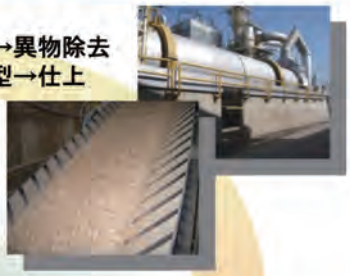

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

TBG TOKYO BOARD GROUP

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667